

第七十五回国会
衆議院
文教委員会
議 録 第 十 一 号

昭和五十年五月三十日(金曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 久保田四次君

理事 西岡 武夫君

理事 木島喜兵衛君

理事 山原健二郎君

理事 藤波 孝生君

理事 嶋崎 讓君

理事 西村 英一君

理事 森 喜朗君

理事 辻原 弘市君

理事 山口 鶴男君

理事 有島 重武君

理事 安里積千代君

出席國務大臣

文部大臣 永井 道雄君

文部政務次官 山崎平八郎君

文部大臣官房長 清水 成之君

文部省大学局長 井内慶次郎君

文部省学術國際局長 木田 宏君

委員外の出席者

行政管理庁行政管理局管理官 向坂 浩君

文部省学術國際局審議官 笠木 三郎君

文教委員会調査室長 石田 幸男君

委員の異動

五月二十九日

辭任

安里積千代君

補欠選任

池田 禎治君

同日

辭任

池田 禎治君

補欠選任

安里積千代君

本日の会議に付した案件

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出 第五一号)

○久保田委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山原健二郎君。

○山原委員

学校教育法の改正案、いわゆる大学院大学の問題について幾つかの点を質問いたします。

最初に、この提案理由の説明が行われたわけですが、文部大臣はこれの中で「科学技術の著しい発展と社会の複雑・高度化を背景として、近年高等教育の拡充、学術研究の高度化等の要請が高まっておりますが、このような状況のもとで、すぐれた教育・研究者の養成と高度の専門性を備えた職業人の養成とを図るため、大学院の整備充実が重要な課題となつてゐるところであります。」というふう述べております。いわゆる科学技術の著しい発展と、そしてこれにすぐれた教育研究者の養成、学術研究の高度化の要請、こういうものに対してこたえる立場からこの法制化がなされてゐると思ふので、と、そこで、そういうことでこの法案が出されてゐるわけですが、ではこの法案に基づいて具体的にどうなるのか。いわゆる法律で枠だけをつくるのであつて、実質はどういうものができるのか、あるいはどういふふうな展望といふことがちよつとわからないのですから、それを最初に伺つておきたいのです。

○井内政府委員

今回御提案申し上げております学校教育法の一部改正によりまして整備しようとする

します大学院の制度の問題は、昨年の三月三十日に、各方面の意見を踏まえながら大学設置審議会から大学院の整備の方向につきまゝの答申を受けまして、これを制度的にどう整備するかということと昨年六月に設置基準をつくり、引き続き法律によって措置すべき事項を、今回の学校教育法一部改正ということで御提案申し上げた次第でございます。

ただいま、特定の具体的な今後の大学院の構想がどのようになつておるかというお尋ねでございますが、現在各方面で課題とされておりましたものを申し上げてみますと、一つは、従前個々の大学の学部が充実をいたしますと、その学部の基礎としてそれぞれ大学院を設置してまいるという形で参りましたが、今後大学院を設置しこれを充実整備してまいるに当たりまして、幾つかの大学が相互に連合して大学院をつくつていくという必要があるのではないかと、いわゆる連合大学院構想といつたものがいろいろところで論議をされております。

それから第二の問題といたしまして、過般の国立学校設置法の一部改正の御審議の際にもいろいろ御意見を賜つた点でございますが、特定の大学に付置されてゐない大学の共同利用の研究所等を実質的な母体として大学院を考へるということではできないであらうか。その際は、大学院は御案内のように修士課程と博士課程から成つておりますが、特に博士課程の後期三年の課程を置く大学院というものが構想できないか、こういった意見等がいろいろ出ております。

それからさらに、大学院の研究指導、大学院におきます教育を、できるだけいろいろな状況に応じて開口を開いていく必要があるのではないかと、こういった観点から、高等専門学校卒業生あるいは社会人を主たる対象とする大学院の構想といふ

ものも検討したかどうか、こういったことで過般来文部省の方でも調査研究をし、準備を進めております技術科学大学院等の構想もたゞいま論議をし、私どもも検討をしておるところでございます。

このようないま申しました連合大学院の構想あるいは共同利用の研究所等を実質的な母体とするような大学院の構想、それから技術科学大学院の構想、こういったものを実際に実現してまいりますためには、今回御提案申し上げております独立大学院のこと、あるいは後期三年の博士課程を設置し得るということ、こういった制度を準備することが、いろいろな各方面の御要請にこたえるゆゑである、こういう考え方で御提案を申し上げた次第でございます。

なお、こういった問題は制度だけが先行するといふことは好ましくございませぬので、各方面における具体的な論議をいろいろと承り、具体的な論議を集約しながら、制度の整備も並行してまいらなければならぬであらう、かように考へておるところでございます。

○山原委員

連合大学院と共同利用研究所を中心とする大学院、それから高専、社会人を主とする技術科学大学院といふのが、いま御説明では具体的に出来たかと思ふのです。それで連合大学院それから共同利用研究所の大学院といふ問題については、これは後で少し具体的に質問をいたしたいと思ふのです。

それで、いまそれらの問題が出されてゐますが、そういうことで果たして科学技術高等教育の拡充や学術研究の高度化に役立つのかという疑問を持つてゐるわけですね。問題は一体、日本の科学技術あるいはこの高等教育の拡充といふのは、いふまでもないかといふことが、相当論議される必要があると思ひます。たとえば四十

八年の十月三十一日に學術審議会の「學術振興に關する当面の基本的な施策について」という答申が出ているわけですね。これは私ここへ持つてき

解している限りで申し上げますが、それは同時に

ているわけですが、私の方がいたいたこの答申
ですけれども、これは第三次答申ですね。この中
にはこういうふうに書いてあるわけです。四ペー
ジになっておりますが、「大学は學術の中心とし
ての役割をもち、その特色は、人文・社会・自然
の諸科学にわたる基礎研究を中心に、自由な発想
により独創的な研究を展開するところにある。特
定の企業や行政に直結しない大学以外の學術研究
機関の特色もこれと同様である。學術の振興は、
大学等學術研究機関がもつ上記のような特色を十
分に發揮できるような研究体制・研究条件を整備
確立することを目途として行われなければならない
い。」こういう答申になっているわけですね。私
はこの問題、いわゆる大学の特色は、人文・社
会、自然の諸科学にわたる基礎研究を中心に、自
由な発想により独創的な研究を展開するところ
にある、この特色を十分發揮できるような研究体
制、研究条件を確立することをめどとして學術の
振興を図らなければならない、この確立が一番重
要だというのがこの答申の主たる主軸だと私は思
うのです。この点で、果たしてこの問題が現在の
大学制度の中でやれないのかというと、何も制度
というものを変えなくともその問題についてはで
きるのではないかということですね。もちろん財
政の問題に関連してきますけれども、今日の高等
教育を考える場合に、あるいは科学技術の拡充と
いうことを考える場合に、ここに指摘されておる
ことですね、研究体制、研究条件を確立するとい
うことに主眼を置いて、いま大学関係者を含め
すべてのこれに携わる者が論議をしていくとい
うことが基礎ではなからうか、こういうふうに
思っています。この点はどうでしょうか。

○永井国務大臣　先生がおっしゃいますことは、
これからの學術教育をどうしていくかという非常
に基本的な問題であるかと思ひます。私も私の理
解している限りで申し上げますが、それは同時に

学界においてもなお一層御検討願うべき事柄であるという前提においてお話し申し上げるわけであります。

従来の大学で人文、社会、自然、そういう科学の基礎的なものを研究していく、そしてそれは大学の独自の方法に基づいていくというのがあるが、それでいいのではないかということでありますが、私は、すでに実は大学の方からこの問題についていろいろな疑問が出ていると思っております。といいますのは、従来の基礎的な研究というのは学科別に非常に専門化されて限定されてきたという事情があります。例を理学部と工学部にとりますと、たとえば理学部で化学をやってきたわけでありますが、しかし次第に工学部の方の化学工学というものの接合関係が非常に必要になってくる。そうすると、工学、理学というものをそれほど分けなくてやっていった方がいいのではないかというようなことから、理工学的研究方法というようなものも開発しようとしてきたわけでありますが、しかし古くからの慣行がありまして、なかなか理工的な総合的な研究教育ができにくかったというような事情があります。そうしますと、大学院というレベルでもって学部専攻というものに限定されませんで、もう少し隣接科学が共同して研究をしていく、あるいは教育をしていくという方向が必要になってきていると思います。これが理工だけではなくて、たとえばテクノロジー・アセスメントあるいは都市の再開発というような問題になってまいりますと、これは工学の人、理学の人も必要であります、社会科学の人の共同がありませんと、技術の将来予測を行って、いま公害が問題になっておりますが、公害にとどまらない環境の破壊というふうなものを結果の方から逆に測定をいたしまして技術開発をやっていくというような問題が、従来の大学の学科別ではできにくいという事情があります。都市開発などについても同様であります。

以上、一、二の例を申し上げたわけでありますが、そういうわけで、私はこれはイデオロギーの

別と關係なく、アメリカ合衆国とかあるいはソ連邦などでもそういう隣接科学の総合的な研究をどうするかということが、わが国よりも早く動いてきたというふうに理解いたしておりますが、そういう中で、やはりわが国の場合にも教育と研究、これを大学が独自の立場でやっていくということの重要性は従来と変わらないと思いますけれども、しかしながら、学問の専攻の限定というものを従来の形にとらわれませんで大学院のレベルで総合化していくということがどうしても必要になつてくる。それがまた後に学部にはね返つてくるということがあると思います。

そこで独立大学院という場合には、これは法案の中に示してございますように、従来の学部別別の専攻の上に大学院を構成してきたという方法をとりますが、いわば独立に、つまり学部から独立に新しい学問の方向というものを基礎的な基盤からもう一度総合的に組み直してみるという考え方でありますから、これは先生のお言葉の中に、學術審議会の答申だったと思いますが、社会、つまり企業とかその他の力によって大学の方向を変えてはいけない、それはそのとおりであります、実は学問の方の内的な要求から申ししましても、私は独立大学院で新しい方法を開發していくことが非常に必要な段階に來ている、それに基づいてこういうものが考えられているというふうに理解いたしております。

○山原委員　いま大臣がおっしゃられたことは現在の大学制度の中で不可能なのかということですね。そういう問題もあると思いますし、それから、ではこの法律をつくってそれがすべて解消できるのか。私の方は、独立大学院とて連合大学院の構想についてのイメージがまだはっきりしてないものですからそういう質問になるわけですけれども、現在の大学制度の中でいまおっしゃられたような領域の問題などは解決できる面もあるのではなからうかという気もするわけです。そういうことはできないわけですか。この法律ができないければそういうこともまず不可能だというお考えで

○井内政府委員 先ほどお答え申しましたように、昨年の三月に大学設置審議会から、今後の大学の制度を整備していく方向につきましての意見をいただいたわけであります。

この御意見の主たる要点は、大学院の整備充実を今後図つてまいるに当たりましては、従前の大学院制度の画一的な運用というものをどうしても改めてこなければならぬであろうということが第一点。そしてただいま大臣からお答えございましたように、學術研究の進歩に応じましてそのそれぞれの分野での學問研究を向上させること、より総合的な分野も發展させるといたしますためには、その組織の仕方等につきまして従前以上に柔軟に対応し得るような制度を確立してまいる必要がある、これが基本的な考え方でございます。

このような基本的な考え方に立ちまして、昨年の六月に大学院設置基準を制定いたしましたわけでございますが、その特色としますところも、ただいま申し上げました基本的観点に立ちまして、学部、学科との対応にとらわれない大学院の目的に即応した弾力的な編成が行えるようにしようということが主たるねらいでございました。省令段階における大学院設置基準の制定によりまして、昭和五十年頃から発足をさせていたいただきました東京工業大学の総合理工学研究科といった対応する学部のない独立研究科が現在の省令の設置基準でも設置が可能になったわけでございます。

ただいま先生からも御指摘がございましたように大学院の整備充実、既存の大学院をどのように整備充実していくかということがやはり基本だと思えます。その方向といたしまして、省令の制定によつて学部に対応しない総合理工学研究科も設置し得るところまでまいった。今回の法改正により、独立大学院後期三年の博士課程のみの設置等につきましの制度を創設しようということでも御審議をいただいておりますが、これはただいま申しました大学院の組織編成の弾力化をさらに進めたい、そして学部を置くことなく

大学院を置くいわゆる独立大学院の設置も制度としてぜひ可能にしたい。そして今後における教育研究上の多様な要請にこたえることができるような制度の整備を図ってまいりたい、こういう趣旨でございます。

既存の大学院の整備充実と省令を根拠とします弾力化、方向といたしましては大学設置審議会の答申を踏まえまして、その方向をより進めてまいりますために今回の制度改正をお願いいたしたい、かように私も考えておる次第でございます。

なお大学院の、ただいま申し上げましたような昨年三月の答申を受けまして以降の省令の制定なり今回の学校教育法の改正なりは、問題点をまとめてみますと、大学院の修士課程なり博士課程なりが掲げます研究者の養成、専門家の養成等の目的、性格というものを制度的にもぜひ明らかにする必要がある、入学資格等にもいろいろ検討すべき問題がある、そういう観点。第二点は、学問の向上性と総合性というものを踏まえて、学部完全に寄りかかった組織としてでなくて、より独立した組織、より弾力的な組織としての大学院も一つ考える必要があるということ。第三に、研究者の協力の場としての大学院という面もどうして考える必要があるであろう。先ほど申しました連合大学院的な構想と申しますもの、個々の大学がそれぞれに大学院を持つていくという従前のあり方よりも、幾つかの大学が連合して何か高度の大学院博士課程がつくれないうか、こういう学際等における御要請がいま具体的問題として議論をされておるわけでございまして、こういう動向等に対応いたしますために、今回御提案申し上げておりますような、大学院制度をより弾力化し、より柔軟にしていくという方向を私もぜひお願いをいたしたい、こういう考え方でござい

ます。○山原委員 皆さんのおっしゃっておられる連合大学院とかいうものに対して頭から反対をするというふうな立場で質問をしているわけじゃないの

ですが、考えてみますと、昨年特に奥野文相当時、大学に対する不信あるいは私どもは敬視という言葉で指摘したりしてきたわけですが、そういう中でできたこの大学設置審議会の答申というものの、それからまた一面私がいま出してあります学術審議会の問題、これはもちろん相対立するものではないと思ひます。けれども、いまいろいろおっしゃられておるもう一つその基礎に、やはり日本の学術研究体制の充実拡充の全体的構想というものが明確にされる必要があるのではないかと、かように私は申し上げておるわけです。

で、もう少しこの学術審議会の報告の内容を見てみますと、たとえばこれは四十八年七月二十五日の学術審議会学術研究条件特別委員会の「大学等における学術研究条件の整備について」という報告でございまして、これによりまして、「研究条件整備の緊要性」について「学術研究に対し、優先的に資源と人力の投入を図る必要がある。」というふうなふうに述べておられます。資源と人力を優先的に投入するということですね。

そこで、たとえば、これも報告の中には具体的に数字を挙げておられますが、講座制等の実験を例にとりてみますと、教官当積算校費の単価につきまして、これが昭和十年から二十年までの平均で、これは戦前の平均になると思ひます。これが当時八千六百五十二円という数字が出ています。そして四十八年では五百十三万円になっている。この比較をしてみますと、四十八年が戦前に比べて五百九十三倍という数字が出ています。昭和九年から十一年の間をひとしきると、四十八年度は六百四十四倍となっている、こういう数字が出ておるわけですね。もちろん、消費者物価指数だけで問題を割り切るわけにはいかぬと思ひますが、そういう数字から、戦前よりも大学における教育研究の条件というものはむしろ低下しているという、こういう数字が出ておるわけですね。結局、その上にこう書いてあります。「研究の手法等が著しく進歩し諸種の経費がかさむ現状

において教官研究費は戦前に比べて少ないと言わざるを得ないのが実感であり、また、大型研究設備、電子計算機などが導入され、その維持運転費の別途計上は必ずしもじゅうぶんではなく、教官当積算校費から一部充当されているが、それには限度がある。」という指摘をされているわけですね。こう見てみますと、日本の科学技術あるいはそういうものが高揚する状態にあるのかという、むしろこの学術審議会の報告によれば戦前よりも低下している、これが指摘されているわけですね。この問題がどう解決されるのかというところが相当綿密に議論をされませんと、ただ構想だけ出て、ああこういうものをつくるんだとか、あ

けるのはこうすればいいと弾力性のある大学院ができるのだと言っても、この基礎部分が非常に脆弱であるという日本の今日の科学の体制ですね、これをもっとわれわれは議論をする必要があるんじゃないか、こういうふうに思ふのです。この点ではどうでしょうか。この学術審議会の指摘が文部省としてはこれは余りにも短絡的な指摘だというふうにお考えなのか、やはり戦前に比べても日本のこの科学技術というものが、こういう基礎研究というものが低下しておるというふうな考えでおるのかどうか、これを伺っておきたいのです。

○笠本説明員 ただいま先生御指摘がございました、一昨年の学術審議会の学術研究条件に關しましての特別委員会の報告の中にはそのような点が言及されているわけでございまして。ただ、この場合の指摘はいわゆる経常的な研究費と目されております教官当積算校費については、確かに戦前と比べて、その限りにおきましては、確かに戦前との消費者物価指数を指標といたしまして対比では必ずしも戦前の水準に及んでいないという実態があることは、この時点においてはさうであったと思ひます。ただ戦後の現在の段階におきまして、たとえば国立大学におきましては、研究関係の諸経費につきましては、いま先生から御指摘がございました大型研究設備、電子計算機などのいわゆる維持運転経費につきましても、そ

の後でできるだけの努力を払って充実を考えているわけでございますし、それから、たとえば研究プロジェクトに關しましての助成費でございますが、学術研究費補助金につきましては、たとえば四十三年度に大体四十億程度の経費でございまして、昭和五十年度の予算におきましては約四倍に当たります約百七十億程度の計上が行われているというふうな状況がございまして、その他戦前にはございませぬような各種の経費も合わせて計上されているということでございますので、全体を総括して見た場合には、まだ決して十分とはもちろぬ申せませぬけれども、相当の段階までの充実が図られているというふうに判断をしております。

また、これはいわゆる研究費との関係が直接はございませぬけれども、それとの関連のある問題といたしまして、たとえば研究所の創設というふうな問題がございまして、戦後におきましても現在に至るまで、特に最近設置を見ておりますいわゆる大学の共同利用研究所等の姿におきまして、研究所の必要な面における創設も逐年整備を図っているという状況があるわけでございまして。全体を細かな計数的に当たるといふことまでいま申し上げるわけにまいりませぬけれども、総括しては判断をいたしましては、まだまだ決して十分ではないと思ひます。また、かなりの程度の改善が図られていると言つてよろしいのではなからうかというふうに考えております。

○山原委員 いま科学技術と言いましたけれども、学術研究と言つた方が適當だと思ひます。いま御説明がありましたから、単純にはもちろん言えないと思ひますけれども、だからいま言いましたのは、教官当積算校費の単価だけで申し上げたわけですね。それからもう一つ、この例が出ています。これはいま言いました資源と人力の人力の面ですね。これを見ますとどういうふうな表現されておるかという、これは学術審議会の研究体制特別委員会の「大学における学術研究体制の整備につい

て」の報告で、同じく四十八年七月二十五日に出席されていますが、それに「研究支援の組織」の項がございいます。研究支援というものは、もちろん説明する必要はないと思ひますが、非常に重要な役割を占めているわけですね。これは不可欠なものだ。今後ますます増大することは確実であると思ひます。ところが実際には、総定員法のもとで研究支援職員の数の比率は近年減少の傾向にある、こういうふうに述べているわけですね。これはまさに學術の振興と逆行する現象だと私は思ひます。この指摘はどういうふうに受けとめておられますか。

○笠木説明員 この報告にございまして、いま先生御指摘のように、研究支援の仕事、その機能というものが将来にわたって大変重要な役割を果たすであろうという判断にございまして、私どもも全くさうに考えておるわけにございまして。それで、定員削減等によりましていわゆる技術系列の定員などにつきましての減が確かに一面ではあるわけにございまして、減が確かに一面ではある方の部分につきまして、できるだけ増の方の部分につきまして努力をいたしているわけにございまして、現在の段階がこれまた研究費と同様決して十分とは考えておりませんけれども、必要な部分については必要な研究支援職員の配置を考へるといふ点につきましては、従来以上に今後とも努力をいたしたいと思ひておるわけにございまして。

なお、優秀な人材を研究支援の業務にいわば誘致するための施策といたしましては、こういういわゆる技術官系列などの研究支援の業務に携わっておりまふ者の処遇の改善、具体的には給与の向上というふうな問題につきましても考慮をしておりますし、また研究支援の組織をもう少しシステム的に組織するといふための工夫も、たとえば技術に関する一つの独立した部課というものを考へるといふふうな点で対応を図つてまいりたいと思ひます。今後は十分な認識をもちまして整備

について取り計らつてまいりたいというふうに考へておるわけにございまして。

○山原委員 研究支援の組織ですね、これは電子計算機などの操作、維持、調整、あるいは実験用の動物の飼育、栽培その他データの集計、分析など、もう大変大事な仕事であるわけですね。學術研究の振興に当たっては非常に重要な要素なんです。が、しかもこれが、いま私が言ひましたように総定員法などによつて、総定員法のことについては後で質問いたしますが、そういう枠の中で近年減少する傾向にあるという状態ですね。この指摘の中には、これは不可欠なものだ、今後ますます増大することは確実だと指摘をしておるわけですね。ところが、その研究支援職員の数の比率は近年減少の傾向にある。そして、各大学では學術研究の水準を維持するためにいわゆる定員外職員を、職前に比しても少ない研究費の中から捻出をしていくというものが現実なわけですね。こんなことを解決するのが先決ではないのかという意味で私は申し上げておるわけですね。まだまだこの學術審議会の報告の中には指摘をしておるものがあるわけですが、こういう指摘をどういうふうに考へていくか。本日に學術振興という、文部大臣がこの法案提案に当たつて申されておりますところの目的を達成するためには、制度上の問題もあるでしょうけれども、これらの問題の解決と並行して制度上の問題が考へられないと、これは非常にかたわなものになつてしまつて、現実にこれを大学の人たちから聞く声というのも年々深刻になつていく状態、そういう状態の中でこの充実がなくて、そして制度上の研究がなされるということになりますと、本日に幅のある自由な立場での議論の定められた枠の中で、むしろ戦前よりも悪いと私は断定したいと思ひます。學術審議会も指摘している、戦前よりもより悪くなつていく部分を持つこの研究体制の中で制度上のことだけ考へますと、その考へられる制度というのは、結局この狭い枠内では新構想を、かつ

中教審なんかが言つておるようなあれに合致するようなものを出せば予算が出てくるのだから、だからこれに飛びついていくというふうな、そういう學術研究にふさわしくない頭腦、構想のもとで制度が考へられている。だから、私が言うのは、制度上のことも考へるのももちろん結構だけれども、いま基本的な指摘をされている日本の學術研究の基礎部門を一体どうするのかというところがなければ、考へられる構想というのは非常に狭いものになつていくのじゃないか、そういう点を心配してこういうことを言つておるわけですね。おわかりになりますでしょうか。大臣、いかがでしようか。その点によつて伺つておきたいのです。

○永井國務大臣 先生が御指摘の問題は非常に重要なポイントが多いので、これは、私たちはもちろんでございまして、大学院の問題に關して申し上げますと、この四月から大学院問題懇談会が正田先生を中心に行つたもので、いろいろ御検討願ひすべきことであると思ひます。先生のお話承つておりまして、非常に重要であると思ひます。この幾つかを私ここで先生の御質問との関連で申し上げたいと思ひます。

まず第一は研究の大型化という問題がありまして、大型コンピュータなどがその一例でありますけれども、これは戦前の研究などにはなかつた。そういうことになつてきますと、戦前の姿の講座別の構成での研究ということだけではなかなか問題の解決に進みにくいという面があります。これは大型コンピュータを一例として挙げたわけにございまして、ほかにもそういうことを生じてきます。そうしますと、講座別の積算単価で研究費を考へていくというだけでは、むしろ講座とか学科を越えての共同研究をどうやっていくかというこの問題、これは世界的にそうだと思いますが、わが国の場合にこの点がまだ十分に検討されておられませんから考へなければいけないと思ひます。

していただけます、わが国の大学の場合に八割、学生数で申しますと、八割が私学でございまして、実はそういうところの先生方にも非常に有能な研究者がいらつしやるわけですね。そうすると、国立大学の充実といふことあるいはその大学院の充実といふことだけを考へますと、その相当部分の方が生かされないという恐れが出てくるわけですね。そこで、それをどういうふうにしていくか。これも懇談会ですでに御検討を願ひ始めておりますが、これを考へていかなければならぬということがあると思ひます。

それから、さらに、非常に重要なのは、定員法の関係でどうなつてくるかというお言葉がございまして、これについては審議官がすでに御答弁申し上げたとおりであります。が、やはり私たちとしては、大学の規模というものが学部、大学院を通してこれまた世界的に非常に大きくなつてきておりますから、どうしても従来のような形の大学、人員というのでは考えにくい時代になつておる。そういう点についてやはり関係各省と十分に話し合ひ。そしてまた、懇談会でも御意見を出していただいて、必要最低限の人材というものを確保していくというその基本的な問題が非常に大事だと思ひます。

第四点といたしましては、わが国は戦後非常に經濟復興といふものを急ぎまして、それから經濟成長といふのに展開していった過程におきまして、やはり企業的發展あるいは企業内の研究所といふものの成長は目覚ましいものがありました。が、大学の方がおくれをとつた。そういうことで大学の先生方も研究上いろいろ不備な点が多かつた。また御不満もたくさん出たといふことは否定できない事実であります。そういう意味合いにおいてこれからはもっとバランスのとれた社会をつくつていかなければならぬ。これは一日にできるわけではございません。けれども、そういうことも勘案して、すそ野の部分を固めていくということが大事だといふのが先生の御指摘と思ひますが、これは非常に重

要な御指摘でございますから、いま私は四点に要約申し上げましたが、こういうことを私たちが十分考えますし、そしてまた、それぞれ必要な会その他で考えたいようにしたいと思います。

で、独立大学院とか連合大学院の構想というのが単に制度いじりになってはいけないということ、先生の言われた御趣旨のポイントであろうかと思ひますが、私も全くそう思ひます。ただ提案の趣旨は、制度いじりによって変わっていくというような考えではございませんので、いまのようなすそ野の方から固めていくということも非常に重要なこととして考慮をしながら、そういうものの関連において、にもかかわらず従来の日本の大学の制度ではカバール切れなかった、それは主として専門的であつたりあるいは研究の大型化というものと比較的違ふ時代にできた制度でございますから、そういうものとは違ふ姿で独立大学院をつくり上げていく、また大学局長が申し上げましたように現行大学院というもので得る限りそういう形で改善していくことをやっていたいというのが私たちの考えの基本でございます。

○山原委員 もう少しいまの人的「資源と人力」というこの指摘をこたわつて質問しておきたいと思ひます。

それはちよつと主題から外れますけれども、現在の大学における定員外職員の問題ですね。これはしばしばこの委員会でも取り上げられてまいりましたが、ちよつと具体的に申し上げてみたいと思ひます。

これは私がいたいた四十九年の六月二十五日の京都大学における「定員外職員の在職状況について」という資料を見ているわけですが、京都大学の場合定員外職員がどれだけの数かと言いますと、「昭和四十四年に九百四十二名に達して以来、わずかに減少しながらもほぼその前後の数を維持している。」というふうに書いてあります。それから四十八年の七月の調査では京都大学の場合は定員内職員、これは教官を除きますが三千三百九

十一名のうち九百五名の定員外職員がおりと報告しております。これは定員内職員三千三百九十一名の二六・七％に達しているわけですね。

それから問題はさらにこの人件費です。これはもう御承知だと思ひますけれどもちよつと申し上げておきたいと思ひます。定員外職員の「人件費」これではどういふふうに報告しております。

「定員外職員の給与は、大学に配当される諸経費でまかなわれてゐるが、その主要なものは教官当積算校費である。この「人件費」が経常経費に占める比率は、各部署によつて異なるが、一〇％以下は稀で、多くの部署では一〇ないし三〇％で四八％に及ぶ部署もある。仮りに現状の定員外職員数のままで推移しても、教官当積算校費等の相当大幅な増額がない限り、予算面から、大学本来の機能の維持にさへ支障をきたすおそれもある部署の生ずることが懸念される。」というふうにして述べているわけですね。これはもうほとんど全部の国立大学の要請でもあるわけですね。その定員外職員の増加の原因についてははや申し上げる必要はないと思ひます。定員削減の問題あるいは学生数はふえましても職員がふえない、その比率もずっと出されてゐるわけですがこれは申し上げる必要はないと思ひます。

そこでこういう状態ですね、これは京都大学の例をいま挙げましたけれども、私はここへ、これは一九七三年ですから東北大学の調査の結果も出していただいております。それを見ますと、これは文部省にお伺ひしたいのですが、これは七二年の文部省の調べで現在七十六の国立大学で約三十二万人の学生が在学してゐるわけですが、そして二万九千名の大學生が在学してゐるわけですね。そして四万九千五百人の教員と五万九千七百人の職員が働いてゐる。そしてそのほかに一万七千二百六十六人の定員外職員がおりというふうな報告してゐるようですね。

これは一番新しい数字はおわかりになるでしょうか。大体定員外職員というのはいま大体どれくらいいるのでしょうか。

○清水政府委員 四十九年の七月一日現在で一万

四十九人でございます。

○山原委員 この定員外職員の問題は大変長年にわたつて定員内職員と同じ事務内容を持つて勤務しながら、いわば大変無権利な状態に置かれてゐるわけですね。その実態はもう申し上げる必要はないと思ひますけれども、これをどうするかというところでございます。先ほど言ひました人的、人力の投入ということも學術研究にとつて必要だ、それが近年次第に減少する傾向にある、こういう學術審議会の報告から見ても、これも重大な問題ですが、しかもそれをいふゆる教官研究費で人件費を出してゐる、少ない研究費の中からまたこういう定員外職員を雇わざるを得ない状態の中で、そこからまた人件費が出ていくという面から非日本の學術研究というものがそういう面から非常に圧迫を受けてゐるという状態ですね。そして定員外職員の方たちにとつては人権上の問題が存在してゐる。これなども本当に解決しなければならぬ問題じゃないでしょうか。

だから私は、一つは定員外職員の実態を本當につかんでいただいて、この定員化に向かつて努力をしていくということですね。それから五年以上の定員外職員の方たち、これは当然定員化していくということも必要だと思ひます。

それから処遇の面での改善ですね。給与、手当、休暇その他の問題、それから常勤的な定員外職員の共済制度の問題などがまだたくさん要求としてはありますけれども、私の聞いたところで簡単にまとめてみると、ほぼそんなことが出てきておるようには思ひますね。これもほうつておける問題ではないと思ひます。

これは本當に御本人たちの人権の問題としてもそうだし、それから學術研究の立場から見ても、繰返し申し上げますけれども先ほどの人力の問題から見ても、本當にゆがむにできない問題になっておるのではないかとこの前にも思ひます。この前も一度この問題をとり上げましたけれども、これについて本當に調査をし、これの改善のためにどういふ努力がされるのか、もうお手上げなのか、その辺はどう

いうふうに文部省としてはお考えになっておりますか。

○清水政府委員 ただいまの点でございますが、御指摘の点につきましては、私どもも重要な課題と心得ております。

そこで、毎年非常勤職員が各大学でどの程度おるか、こういうようなことにつきましては把握をしておりますが、いま御指摘のとおり、長期にわたる者がございますことも事実でございます。御承知のとおり、制度面から見ますと、非常勤職員につきましては季節的とかあるいはまた大きなプロジェクト研究、こういうようなことで、ある期間を限つて雇用されるのが本来でございますが、実態から見まして、必ずしもそういうふうになつていない。そこで私もいたしまして、非常勤職員を全部定員化するということは、これは制度のたてまえから見ましてどういふことではないかと存じております。しかし一面、先ほど来御質問もございまして、研究の進展等に應じまして増員の必要な分野もあることも確かでございます。で、関係当局とも相談をしながら定員増について御協力をいただいておりますと同時に、一面その非常勤職員の中から希望者あるいはまた適格者につきまして定員内繰り入れに例年努めておる、こういう状況でございます。

○山原委員 時間の関係もありますので、この定員外の問題はまた別途改めて、この問題の解決についての努力をお互いにしなければならぬと思ひますから、十分この実態を把握をしていただきたというふうに思ひます。

それと、もうちよつと主題から外れますけれども、大学院のオーバードクターの問題についてこの際伺つておきたいと思ひます。

學術審議会あるいは大学設置審議会等においても博士課程の研究者に対する給付の問題が指摘をされてゐるわけですが、実態を聞きますと、いまオーバードクターと呼ばれる人たちがどれだけおるか、七三年度の京都大学の調査によりますと、国立公立大学院のみで千三百五十九名。

これは医学系を除いているわけですが、それが六七年一七二年の五年間に毎年二〇%ずつ増加している。この傾向はこれからも加速度的に強化していくのではないだろうかというふうに言われておりますが、文部省はどういう調査をされておられるでしょうか。

○井内政府委員 いわゆるオーバードクターの定義と申しますか、オーバードクターはどういう性格のものをオーバードクターとするかという点もいろいろな考え方があろうと存じますが、私も博士課程を修了した後は所定の修業年限以上在学して必要な単位を修得して退学した後、大学院の研究室等において研究を継続しておる者を一応オーバードクターとして計数等を把握いたしておるわけですが、昭和四十九年十二月現在で千六百六人という数値を持っております。このうち博士課程修了者が七百三十六人、単位修得後退学者が八百七十八人、このような計数と相なっております。これに医歯系等も含めました全部の数値でございます。

わが国におきまする研究者に対する需要等も配慮してその養成を図る必要があるわけですが、博士課程が大学等における研究者の養成ばかりでなくて、広く社会の各方面における指導的な人材を養成するという必要もございまして、大学院のあり方、また大学の学生に対する進路指導の問題、こういう大学院学生の定員の問題でありますとかあるいは進路指導の問題でございますとか、こういった問題とも関連いたします問題かと存じます。

今後、私もいたしましては、各分野によりまして状況がいろいろ異なっているように存じますが、各専攻分野ごとにこういった問題につきましては各大学の方の状況もより一層把握し、各大学の方とも御相談しながら、大学院の学生の人数の問題であるとかあるいは進路の問題であるとか、こういった問題につきましての検討を進めてまいりたい、かように考えております。

なお、文部省といたしまして、いわゆるポストドクトラル・フェローシップと言われる日本學術振興会におきまして奨励研究員制度というものがございまして、大学院の博士課程修了者または同程度の有為な研究者に対して研究奨励金を支給するという措置もたどり進めておるところでございます。

○山原委員 この問題、もうちょっと申し上げてみたいと思うのです。このオーバードクターの問題は、これは社会的な問題だとも思います。まず第一に、大学院で身につけた科学技術を社会に還元できないという問題ですね。これは社会的な損失をもたらしていると言っても間違いではないと思います。それから二番目は、院生が研究を継続していくことに不安を持って、研究を放棄したりしなければならぬという問題も出てくるわけですね。これは日本の研究者の層を厚くするという意味でも問題があるうと思ひます。それから、たとえば就職のよい研究分野の方に院生が在籍して研究するけれども、そうでないところでは院生は研究を避ける傾向も出てきておるといふことも報告されております。たとえば理科系の場合、基礎理論を専攻する部門で大量に継続的にオーバードクターが発生しており、院生としては研究を基礎理論ではなく、応用部門にしようとする状態も出てきているというふうなゆがんだ姿も見られるとも報告されているわけですね。それから、オーバードクターの場合は生活上の問題が、奨学金が打ち切られる、生活を維持するためにアルバイトに追われている、こういう状態も出てくるわけですね。

これらの問題を考えてみますと、一方では総定員法の問題があるわけですから、結局教官のスタッフの数が減少している、あるいはあきポストに合ったところに教官を採用するのでなく、事務職員を採用しなければならぬというふうな状態、こういうふうな問題が絡みまして、この問題も日本の學術研究にとって一つの大きな問題になってきたのではないかとこのように思っております。

そこで、これ以上くどくど申し上げませんが、まず第一に私は文部省に要請をしたいわけですが、オーバードクターの実態の調査、これを早急にやってもらいたい、こう思います。この点について、現実にはできておるのかどうか、お答えをいただきたいのです。

それから二番目は、大学院修了と同時に奨学金を返還することになっておりますが、育英会の返還規程第三章十七条を緩和する方向で検討する必要があるのかというのが第二点です。

そして第三番目には、オーバードクターにも奨学金を貸与することは検討できないのか。

四番目は、いま言われました學術振興会の研究員を大幅にふやすとともに、給付額を増額する、こういうことが当面できないのかどうか、こういうことについて御研究になっておりますか。

○井内政府委員 いわゆるオーバードクターの実態把握の問題につきましては、私もその数でありますとか、そういったものは専攻分野別に一応把握はいたしておるわけですが、なお今後の大学院の整備を進めてまいらるに当たしまして、大学院の整備にオーバードクターと言われている人たちの処遇の問題というのはやはりきわめて重要な問題かと存じております。そのような意味におきましては、実情の把握を各専攻分野別になお一層努力をしてみたいと思ひます。

なお、御参考までに申しますと、先ほど申しました二つの分類でとった場合の数が千六百六人と申し上げましたが、医歯系が最も多く、それから理科系、人文系というふうな順序に実数は相なっております。

第二の点でございますが、大学院学生に対しては、日本育英会の奨学金につきましては、四十九年、五十年とその採用数あるいは単価等の改善等もやらしていただいたわけですが、いよいよ返還免除制度につきましては、大学院で奨学金の貸与を受けた者が、修了または退学した後一年以内、真にやむを得ない事由のある場合は二年以内に免除職につき、二年以上在職した場合に

は、貸与を受けた奨学金の全部または一部の返還を免除するという制度がございまして、そして、年々免除職の範囲を拡大してほしいという要請が出てまいります。免除職と申しますのは、中、高、高等専門学校、大学の教育の職、文部大臣の指定する試験場、研究所、文教施設の教育または研究の職でございますが、やはりいろいろの研究分野が進展をしておりますので、従前この対象となつていなかった機関、施設等におきまして、一定の研究がそこに集まるようになり、研究職としまして大学院を修了した人たちが重要な機能を果たすようになってまいります。そういう機

関につきましては、年々免除職の範囲も拡大するという努力も一方でやっておりますが、ただいま申しました免除職につきましては、範囲を拡大するという方向でいろいろの検討をし、なお引き続きの努力をしてみたい、かように存じます。

第三並びに第四のお尋ねの点でございますが、ただいまのところ、先ほどお答え申し上げたように、日本學術振興会の奨励研究員制度というものが、大学院修了者につきましては、本年度で申しますと二百五十人という採用の予定のようでございますが、そういった大学院学生に対する育英奨学の問題と日本學術振興会でやっております奨励研究員の問題、この二つの制度をどううまく考えていくか、この点につきましては、私も今後わが国の大学院の充実を考えてまいります際に積極的に検討していかなければならない課題と心得ておる次第でございます。

○山原委員 この問題なおいろいろ申し上げたいことがございまして、一応おきまして、次に主題の方に入りたいと思ひます。

独立大学院の管理、運営、予算についてはどういふふうにお考えになっておりますか。

○井内政府委員 今回御提案申し上げております学部を置かない、大学院のみをもって大学とすることができるといふ制度の独立大学院の問題につきましては、今回御提案いたしております法律改

正案の内容にございますように、そういう学部を置かないで大学院のみを置くのも大学とすることができるといふ規定にいたしております。その意味で、独立大学院の大学に置かれます学長以下の職にいたしても、また運営の問題等にいたしましても、原則的には大学の原則でやっていますように、なるかと存じますが、独立大学院の組織の仕方というものをどのようにしてまいるかという点につきまして、先ほども申しましたように、現時点いろいろな方面からいろいろな構想が出ておるわけでございます、これは今後の私どもの検討課題と存じております。

○山原委員 そうしますと、組織についてはまだ検討中ということですね。組織というのは検討しなければならぬ問題だということですね。

○井内政府委員 先ほどお答えいたしましたように、昨年の六月につくりました大学院設置基準というところで、大学院の基本的な修士課程、博士課程の立て方が一応明確になったわけでございます。それで、大学院を構成する構成の仕方が、研究科というものが基本の単位として構成される、こういう点は今回の法改正によっても何ら変化を見ないわけでございます。研究科の立て方におきまして、学部との相関において独立性が非常に強くなっていくということでございます。研究科に置かれる教授会の問題でありますとかこういう問題等は、私どもの理解をいたしました。従前学部があり、学部を基礎として研究科が置かれておる。したがって、学部の教授会が大学院の關係につきましても実質いろいろな機能を果たしておる。大学院につきましても、研究科委員会というふうなことで、学部教授会の方から教務關係のこと等をそちらで処理しておる、現在こういう運用になっておるわけですが、今後学部のない大学院の研究科というに相なりますので、研究科の教授会が教授会としての機能を全部果たしていくようになるだろう。そういう点は、現行制度を基礎としながら展開をされていくものと私ども考えておるわけでございます。

ただいまお答えいたしました点は、独立大学院の制度を考えてまいります場合に、ただいまいろいろな方面で検討をし、いろいろな意見が出ておりますもの一つといたしまして、連合大学院的な構想が幾つか出ておるわけですが、その際に専任でなくて兼任の教官で、連合して大学院がつくれないかという御提案等もあるわけでございます。その辺等、やはり今後の大学院のつくり方を具体的問題として、今回の法改正を受けながら、なお基準の問題として私どもも引き続き大学設置審議会に諮問をしなければならぬ事項と考えております。

○山原委員 教官の身分、これは教特法との関係はどういうふうにお考えになりますか。

○井内政府委員 国立等につきましては、教育公務員特例法は、現在の大学院担当あるいは学部の教官と同様の扱いに相なります。

○山原委員 いまおっしゃった連合大学院の構想、これはとにかくいろいろなことが考えられるわけですね。たとえば、関東一円の農業系の連合大学院がつくられると仮定しますと、教授会などは一体どういうふうになるのでしょうか。そんなことが果たして可能なのか、予算はどうなるのか、あるいは人事委員会のようなものを置くのか、そういうことについてはまだ検討はされていないのでした。現実には教授会を開くといつても大変な問題になりますね、旅費の問題を含めても旅費だけならまだしも、現実には各大学で講義をし教育をしている先生方が集まるということになるのですが、その辺の構想などかいか私どももわかりませんので、その辺現在お考えになっておることはどういふことなのか、ちょっと伺いたいのです。

○井内政府委員 独立大学院の問題といたしましては、先ほど申しましたように、基本組織として研究科という組織でやってまいる、これが基本でございます。そして、その研究科には、教授による教授会が置かれ、これがいろいろな問題についての管理運営の責任の衝に当たってまいる、これ

が基本原則と私どもただいま考えております。なお、先ほど申しましたのは、併任の教官あるいは登録教官という言葉も用いておられる向きもございませうけれども、各大学が連合して大学院を設置できないかという検討があり、御提案がございませう。その際の管理運営の仕方を一体どうするかという点につきましても、ただいま検討しておられる向きでも幾つかの御提案はあるようございませうが、私どもはこの点につきましては、そういう連合大学院の問題を今後どう検討してまいるかという過程において検討してまいらうと存じておりました。まだ私ども連合大学院の問題につきまして、その点につきましては具体的な結論をもつてどういふ段階ではございませぬ。

○山原委員 先ほど最初に質問をいたしましたときに、局長の御答弁では連合大学院それから共同利用研究所の大学院の問題それからいわゆる技術科学の大学院、こう三つが出てきたわけですね。その中でいま私は連合大学院の問題をお聞きしているわけですが、お聞きしますと、連合大学院についてはまだそのイメージがわかないですね。たとえば教授が各大学から十名ないし二十名出てきて教授会を開くのか、学生の入学はどのようなのかとか、予算の配分あるいは研究テーマの設定等の問題もございませう。それからさらに兼任とか併任とかいふ言葉もあつたわけですが、たとえば宇都宮大学と大学院大学、その教官の本籍はどっちになるのかとか、あるいは研究費はその教官に対してどちらへつづくの、この総定員法の枠の中で教官一人だつて大変な状態に置かれておる中で、この籍の問題だつて一体どうなるのかというふうなことを考えてみますと、何となく制度としては連合大学院ができるような制度を法律としては出すのだけれども、現実の問題としてはどうも予想がつかないという事態、当面こんなものでも可能性があるのかというふうなことも考えられるわけですが、連合大学院をつくれという要請もあることはもちろん知っていますけれども、し

かしそれにしても余りにも漠然たる状態なんです。そういう点については、もう一回伺うのです。けれども、どういふふうな研究されていくわけですか、どうなっておるのですか。

○井内政府委員 先ほど大臣からもお答えいたしました、大学院のこれから、ただいま出ておりますいろいろな構想等をどういふふうな一体こなしでまいるかといった問題につきまして、大学院に關します懇談会を文部省の中に設けて、ただいまいろいろな御議論もいただいております。したがって、そういう問題も受けながら、おおよそ独立大学院をつくってまいります場合の基準として踏まえるべき点はどういふ点とどういふ点にしなければならぬかとか、こういう問題につきまして大学設置審議会にこの法改正を受けて改めて諮問をするということに相なります。

なお、御参考までに申し上げますと、独立大学院制度等の問題について、ただいま大学基準分科会の方でこの問題を今後検討してまいるに当たります。次のような点はやはり重要な点として踏まえておかなければならないということで御指摘をいただいております。一つは独立大学院が大学の一つの形態として取り扱うことが適当であるという点が第一点。

第二点は、独立大学院についての専任教員の数、校地、校舎の面積等について必要な基準を検討することが必要であるという点が第二点。

第三点は、独立大学院等の設置につきましては、教官なり学生なりの交流に寄与する等、独立大学院とする教育研究上の意義が明らかなるものに限り、おおくという必要があるであらう、乱設はやはりよろしくない、需給の見通し等も十分考慮しながら、大学院としての教育研究の水準確保という問題を第三点として留意すべきであらう。

第四点としましては、大学院の水準の低下を来すことなく、有効適切なものとして、連合大学院の問題なり、あるいは特定の大学に付置されない大学の共同利用研究所等を実質的な母体とする大学院の設置構想を、あくまでも大学院の水準を低下

せずこれを前進せしめるといふ観点に限って十分に検討しなければならぬ。特に大学院は学位の審査を行うだけの機能を持たなければならぬ。この点で、研究所等を実質母体とするときには、この点は十分に配慮しなければならぬ。こういった点につきまして大学設置審議会の方におきまして、引き続きいろいろの方面の意見を設置審議会としても検討の要ありという御指摘を私もいただいております。今回の法改正を実現してまいらるに当たりましては、ただいま申し上げましたような点を留意点としながら、なお具体的問題を基準の問題として考えてまいらなければならぬ、かように考えております。

なお、連合大学院等の構想につきましてもいま幾つかの案が検討されておるようでございますが、たとえばその中の幾つかの共通いたします大体の考え方を申し上げます、これは九州地区の国立大学の農水産学部に関する教官で、博士課程を連合してつくることではないかというところで御検討が進んでおるものでございますが、その御検討では、教官は従来の大学に属して兼任ということとどうであろうか、この連合大学院に大学院の長を置き、教授会も置くべきである、事務局を置かなければならぬ、学位審査を行う、学生は教官の所属する大学に配属されるというものが、いま九州地区の農水産関係で検討しておられるものの骨子でございます。

その場合で申しますと、教官を全部専任でなく、それぞれ連合して大学院をつくらうとされる大学に所属して兼任ということと考えるとどうかという考え方のようでございます。そういう方方でこの連合大学院の教授会を構成する、こういう一つの検討のようであります。この辺は先ほど申しましたように、連合大学院的なものをどういった中で今後考えるかというこの大学設置審議会の審議とも並行しながら私どもは検討してまいりたい、かように考えております。

○山原委員 いろいろ例を出されておっしゃいましたが、かなり問題があるように思えますね。管理

昭和五十年五月六日印刷

昭和五十年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K

運営の面、予算の面を含めて問題もあると思ひますし、果たしてそれが大学という範疇との関係もよくわかりませんが、もうちょっといまの御答弁を私どもも後で検討させていただきます。再び質問させていだきたいと思つております。

もう一つ、共同利用研を大学院にするという問題も先ほど井内局長から出されたわけですが、これはそういう構想なんですか。木田局長おいでになつておりますが、どういふふうにお考えでしようか。

○木田政府委員 いま御指摘がございましたように、研究所に大学院を置くというふうな言葉が使われておるわけでございますが、実態的には大学院がそれ自体としてつくられるわけでございます。それ自体として大学院が一つつくられるときに、従来の形での学部なり研究所がどういふふうになつて、それに協力し、関与するかとこの共同利用研と大学院との関係を考えていることになるわけでございます。現在でも筑波にございます高エネルギー研究所あるいは東大の宇宙航空研究所等共同利用の研究所と言われておりますものに、いろいろな大学からの学生を受けるといふことはあるわけでございます。これは共同利用研が大学院であるわけではないのでございまして、その学生を預けてくる親元の大学院が共同利用研という場であるわけでございます。

今回独立大学院ということを法律上も御提案申し上げておるわけでございますが、従来の大学院が、学部を主体にして、実体的には大学院としての構成が余りとられていない、学生の指導のコースというふうな考え方が強かった大学院を、実体的にそういうふうな色彩の強かったものを、むしろ大学院というものを主体にして、教官の構成、それから施設設備のあり方、それに学生という問題を大学院それ自体として考えていくようにしたい。最も典型的なものは、大学院自体が全部フルタイムの職員を持ち、フルタイムの人が集まれる施設があるということでございます。しか

し、それが大学院に合うかどうかということは議論があるわけでございますから、別の大学に奉職をしておる方々による協力の体制を、連合大学院という形も含めて検討してみようという、いろいろな御検討があるわけでございます。しかし考え方は、大学院という新しいものを中心にして、そこで考える。

その際に、研究所のスタッフあるいは研究所の機能、場というものがどのようにその大学院に協力できるか、これが今後の課題になるわけでございます。私どもは、研究所というものが実体的にいま大学院の学生の指導に当たつておるといふ実体を持っておりますから、その実体から着目して、たしまして、研究所を場とした大学院を構成することができるとはいいませんが、それを大学院として位置づけて考えていくということも、大学院としてある大きさ、まとまりがそこにできますならば十分可能なことである、このように考えておる次第でございます。

○山原委員 これは大変問題があると思ひます。実際に、たとえば高エネルギー物理学研究所にしても、共同研究所が本来の目的なんです。そして数名の人たちがいまおるといふ状態、それに恒常的に大学院生を置いて研究科でやるとすると、一研究科で二十人、三十人の学生を、今度は本来持つていない教育指導という面が出てくる、本来持つていない任務がここにふやされてきて、いままで扱わなかったことを責任を持つてやるといふことになつてくると、これも大変な問題だと思ひますし、同時に、入学、選考、卒業あるいは学位論文の審査、認定あるいは事故の問題、教員、学生の身分、カリキュラムの作成とかいふような問題になつてくると、どうもいまの御説明ではわかりかねるわけです。

だから、そういうふうなことで、きょう理事会のお約束で十二時までで終わるといふことでお話ししておりますので私はこれで終わりますけれども、こういうことから見てみますと、きょう行管の方からもおいでくださつてゐるわけ

すけれども、総定員法の枠というものがやはりあるわけで、これもどこかで突破する必要がある。この枠を外さざるかどうということもなければ、こんなものは全く砂上の楼閣みたいなものなんです。それで、私もここでこの法律の論議というのは非常に困難になつてまいりました。それから同時に、一番明確なのは、目の前に迫つておるのは、科学技術大学院というやつがどういふイメージが出てくるわけですね。それではその科学技術大学院というものは果たして正當なものかどうか、現在の高専の体制についての反省あるいは高専の今日の教育の現状、それがどうなつてゐるか、なぜ大学の三年へ高専卒業者が編入できないのかというふうな問題を含めまして、何となくこの法律の枠はできるのですが、現実にはこの法律の枠を基礎にしているのは科学技術大学院、ここへ問題が志向されているような、あとのものは連合大学院、共同利用研と言つても、それは何か漠然とした状態ですね。

こういうことがきょうの質問の中でだんだんわかつてまいりましたが、なおその点につきましましては、委員長、総定員法の問題あるいは科学技術大学院の問題等につきましては質問をいたしたいので、その点は保留させていただきます。きょうの私の質問は終わらせていただきます。

○久保田委員長 次回は、来る六月四日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十分散会